



県 章

滋賀県公報

平成 28 年 (2016 年)
8 月 19 日
号 外 (1)
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	4

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成27年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年8月19日

滋賀県監査委員	川 島 隆 二
”	山 田 実
”	平 岡 彰 信
”	北 川 正 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
西部県税事務所	平成28年6月6日・7月6日
南部県税事務所	平成28年6月22日・7月6日
中部県税事務所	平成28年6月3日・7月6日
東北部県税事務所	平成28年6月22日・7月6日
自動車税事務所	平成28年6月22日・7月6日
南部環境事務所	平成28年5月24日
甲賀環境事務所	平成28年6月22日
東近江環境事務所	平成28年6月22日
湖東環境事務所	平成28年5月27日
湖北環境事務所	平成28年6月22日
高島環境事務所	平成28年6月22日
西部・南部森林整備事務所	平成28年6月6日
甲賀森林整備事務所	平成28年6月22日
中部森林整備事務所	平成28年6月3日
湖北森林整備事務所	平成28年6月22日
南部健康福祉事務所	平成28年5月24日・7月6日
甲賀健康福祉事務所	平成28年6月22日・7月6日
東近江健康福祉事務所	平成28年6月22日・7月6日
湖東健康福祉事務所	平成28年6月22日・7月6日
湖北健康福祉事務所	平成28年6月22日・7月6日
高島健康福祉事務所	平成28年5月26日・7月6日
大津・南部農業農村振興事務所	平成28年6月22日
甲賀農業農村振興事務所	平成28年5月30日

東近江農業農村振興事務所	平成28年6月22日
湖東農業農村振興事務所	平成28年6月22日
湖北農業農村振興事務所	平成28年5月27日
高島農業農村振興事務所	平成28年6月22日
大津土木事務所	平成28年6月22日
南部土木事務所	平成28年6月22日
甲賀土木事務所	平成28年6月20日
東近江土木事務所	平成28年6月20日
湖東土木事務所	平成28年6月16日
長浜土木事務所	平成28年6月16日
高島土木事務所	平成28年6月22日
東京事務所	平成28年6月2日

(注) 平成28年6月22日および7月6日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

湖北森林整備事務所

職員の不注意による公用車の事故2件(県過失割合100%:1件、85%:1件)が発生し、公用車1台が損傷、1台が廃車処分され、相手側にも損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

甲賀健康福祉事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて811,016円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成28年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ554,431円増加し、2,644,546円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

南部土木事務所

河湖占用料等について、平成28年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ444,618円増加し、627,421円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

高島土木事務所

河湖占用料について、平成28年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,203,285円増加し、9,056,520円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係(13件、12機関)

- ・調定誤りがあるもの(南部県税事務所2件)
- ・調定・収入時期が遅延しているもの(東近江土木事務所1件、湖東土木事務所1件、長浜土木事務所1件)
- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(西部県税事務所1件、西部・南部森林整備事務所1件、南部健康福祉事務所1件、高島健康福祉事務所1件、南部土木事務所1件、湖東土木事務所1件、長浜土木事務所1件)
- ・納入通知等の事務が適正に処理されていないもの(自動車税事務所1件)

(4) 支出関係(1件、1機関)

- ・諸手当の支給を誤っているもの(大津土木事務所)

- (ウ) 契約関係(16件、11機関)
 - ・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用を誤ったもの(甲賀土木事務所1件)
 - ・仕様書の積算誤りがあるもの
(甲賀森林整備事務所1件、東近江農業農村振興事務所1件、湖北農業農村振興事務所1件、大津土木事務所2件、南部土木事務所1件、東近江土木事務所4件、湖東土木事務所1件、長浜土木事務所2件)
 - ・入札に係る事務処理が適正でないもの(湖東土木事務所1件、長浜土木事務所1件)
- (エ) 工事関係(1件、1機関)
 - ・設計変更の手續が適切でないもの(東近江土木事務所)
- (オ) 財産関係(14件、14機関)
 - ・物品の適正な管理を求めたもの
(西部・南部森林整備事務所1件、東近江農業農村振興事務所1件、長浜土木事務所1件)
 - ・不用決定、処分の手續が適正でないもの
(湖東健康福祉事務所1件、大津・南部農業農村振興事務所1件、東近江土木事務所1件)
 - ・公用車の事故の防止を求めたもの
(西部県税事務所1件、湖東環境事務所1件、湖東健康福祉事務所1件、大津・南部農業農村振興事務所1件、東近江農業農村振興事務所1件、甲賀土木事務所1件、東近江土木事務所1件、湖東土木事務所1件)

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

- (ア) 収入関係(10件、9機関)
 - ・調定誤りがあるもの(長浜土木事務所2件)
 - ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(南部県税事務所1件、中部県税事務所1件、東北部県税事務所1件、自動車税事務所1件、甲賀健康福祉事務所1件、東近江健康福祉事務所1件、湖北健康福祉事務所1件、東近江土木事務所1件)
- (イ) 支出関係(1件、1機関)
 - ・諸手当の支給を誤っているもの(湖東健康福祉事務所)
- (ウ) 契約関係(1件、1機関)
 - ・契約変更が適期適切に処理されていないもの(湖東土木事務所)
- (エ) 財産関係(1件、1機関)
 - ・財産の滅失等が見受けられるもの(甲賀土木事務所)

- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成28年5月24日から平成28年6月22日までおよび7月6日に実施した35機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 効果的な不法投棄監視パトロール等の実施について(各環境事務所)

甲賀環境事務所の管内において、4年間にわたり、私有地の山林に産業廃棄物約112,000トンが不法に埋立てられていたことが判明している。周辺の水質への影響は生じていないとのことではあるが、不法投棄監視パトロールや産業廃棄物処理業者等に対する立入検査が実施されていたにもかかわらず、4年間にわたり発見できなかったことは、現状の方策だけでは不十分と言わざるを得ない。

今後、悪質な不法投棄の再発を防ぎ根絶するためにも、関係機関との連携のもと、ヘリコプターによる上空からの広域監視、新たに配備される予定のドローンを使った上空からの調査、航空測量時の写真を活用した調査など、より効果的なパトロールや立入検査の実施に取り組まれない。

(2) 林業の成長産業化に向けた集約化施策の推進について(各森林整備事務所)

所有面積が小規模な私有林では、個々の所有者が単独で効率的な施策を実施することは困難であり、隣接する

複数の所有者の森林を取りまとめて効率的な施業を実行する集約化施業を推進することが求められている。

県では「琵琶湖森林づくり基本計画」の中で、林地境界明確化の活動を支援する事業や森林組合の組織体制の充実と人材の育成を図るなど、林業の成長産業化推進に向けて一定の努力はされているが、今後は先進府県の事例も参考にするなど、集約化施業の推進により一層努められたい。

(3) 効果的な防災訓練・研修の実施について（各土木事務所）

大規模な地震に備えて、緊急初動対策班訓練が実施されているが、一部の土木事務所で実施された抜き打ちでの訓練の結果によると、人員の確保や情報伝達に課題があることが明らかになっている。また、年度当初における職員向けの研修については、一部の土木事務所での開催にとどまっている。

各地域防災監におかれては、引き続きいざというときに職員が即時に対応できるよう効果的な方法で訓練や研修を実施されたい。また、市町と連携した訓練についても配慮されたい。

(4) 入札執行後における落札決定取消しの根絶について（大津土木事務所、南部土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所）

土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより落札決定が取り消されている事例が毎年発生している。落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延を招くなど問題である。

今後はチェック方法やシステムの改善を図るなど、事務改善に早急に取り組まれたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年 8 月 19 日

滋賀県監査委員	川	島	隆	二
〃	山	田		実
〃	平	岡	彰	信
〃	北	川	正	雄

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成28年 3 月 15 日
監 査 の 意 見	
(1) 滋賀竜王工業団地の販売促進に向けた積極的取組について（滋賀県土地開発公社） 滋賀県土地開発公社（以下「公社」という。）が整備を進めている滋賀竜王工業団地については、平成26年8月に土地造成に着手し、平成28年度の工事完了が予定されている。 公社においては、全国的に企業誘致競争が激しい中、平成26年11月から造成完了に先んじた予約分譲を開始され、全7区画のうち、これまでに1区画で売買予約契約が成立している。 また、企業誘致に向けた情報発信をはじめ、投資意欲の高い業種や企業の情報収集に努め、直接働きかけを行うなど積極的に取り組まれているところである。 当該工業団地は、国土軸にあたる主要幹線道路が通るとい交通環境や、県内に多くの大学・短期大学や研究機関が集積していることなど、本県の強みを活かした県内唯一の大規模な新規工業団地として、今後の本県産業の振興に向け大きく期待されているところであり、トップセールスをはじめ早期の販売に向けた誘致活動に、より一層尽力されたい。	
当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容	
滋賀竜王工業団地の造成については、完成予定を早め、平成28年12月末の完成に向けて事業進捗を図っている。 分譲については、県、地元竜王町と連携し、知事や町長出席による企業誘致セミナーの開催、金融機関等を通じた間接的なアプローチ、新聞による広告、ホームページやパンフレット等による広報、首都圏駐在員の設置など、販売促進に向けたPR活動の充実を図っているところであり、企業による現地調査につながるなど、当該工業団地の認知度は上昇しているものと認識している。 今後はこれらの取組をより一層促進し、県や竜王町と連携して、早期の販売に向け企業誘致に取り組んでいく。	

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 | (総合政策部企画調整課)

滋賀竜王工業団地については、県においても造成事業の進捗管理を行うとともに、公社や竜王町と定期的な情報交換を行い、一体となって企業誘致の推進に取り組んでいるところである。

当該団地への企業誘致については、公社や竜王町との連携はもとより、企業の進出動向に通じた金融機関、さらには電力会社やガス会社等とも協力し、企業訪問や現地調査の案内等を実施している。

平成27年度は、県主催の企業誘致セミナーにおいて知事自らが滋賀県の魅力等についてプレゼンテーションを行うなど、トップセールスを実施したところであり、引き続き、公社、竜王町と連携を図りながら、早期に工業団地が完売できるよう取り組んでいく。

監査結果報告年月日	平成28年3月15日
-----------	------------

監査の意見

(2) クリーンセンター滋賀の次期経営計画等について (公益財団法人滋賀県環境事業公社)

公益財団法人滋賀県環境事業公社（以下「公社」という。）では、現在、平成24年度から平成28年度を計画期間とする中期経営計画を定め、県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀の運営に取り組まれている。

クリーンセンター滋賀への産業廃棄物の搬入量が平成26年度から急増していることから、公社では、搬入業者に対する、分別、減量の指導を強化するとともに、処分料金の見直しなど廃棄物の搬入量抑制策を検討されているところであり、実効性のある対策を検討されるとともに、県においても平成28年度中に「第四次産業廃棄物処理計画」の策定が予定されており、それらを踏まえた平成29年度からの次期経営計画の策定を進められたい。

あわせて、クリーンセンター滋賀の事業計画は平成35年度で終了となっていることから、以降の本県における産業廃棄物管理型最終処分場の基本的な方針について、県とともに具体的な検討を進められたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県環境事業公社」が講じた措置の内容

平成26年度のクリーンセンター滋賀における搬入量の急増に対し、搬入事業者への指導や処分料金の見直し等の対応を行ったところ、平成27年度の埋立容量は対前年度4割減の60,924m³となり、ほぼ当初計画の年間埋立量（60,000m³）まで減少させることができた。

今後も引き続き、計画的な搬入量の確保とともに搬入業者への分別等の指導に努め、計画期間である平成35年度まで運営が可能となるよう廃棄物の搬入管理を行っていく。

また、平成28年度は現中期経営計画の最終年度であることから、県が策定するクリーンセンター滋賀の運営に係る基本方針を踏まえ、次期中期経営計画（平成29年度～平成33年度）を年度内に策定する。

平成35年度以降の産業廃棄物管理型最終処分場の基本的な方針については、県による検討の基礎情報として、産業廃棄物の搬入量や廃棄物の発生状況等の情報提供を行っていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 | (琵琶湖環境部循環社会推進課)

平成26年度、クリーンセンター滋賀の廃棄物搬入量が急増したことから、公社に対し、搬入される廃棄物の分別管理や料金改定による搬入量の調整に関する指導を行った。

また、公社が策定する中期経営計画の基となる県の基本方針については、第四次産業廃棄物処理計画と併せ、平成28年度上半期に策定することとしている。

クリーンセンター滋賀の事業計画以降の本県における産業廃棄物管理型最終処分場の基本的な方針については、県の公共関与の在り方を含め検討を進める。

監査結果報告年月日	平成28年3月15日
-----------	------------

監査の意見

(3) 造林公社の実効性のある組織体制および経営健全化について (一般社団法人滋賀県造林公社)

一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）では、平成23年3月に成立した特定調停により債務を整理し、経営改善計画により、健全な公社経営を確保するために取り組んでいる。

平成27年度から順次の伐採が始まり、債務の弁済をはじめ長期間にわたる取組を進めていくこととなるが、現在の公社の組織体制は、プロパー職員の高齢化が進んでいるとともに、出向している県職員の比率が高いことから、今後の事業展開を踏まえた実効性、継続性のある組織体制について、県とともに十分検討されたい。

さらに、遅延している分収造林契約の変更について、引き続き粘り強い取組に努めるとともに、新たな販

路開拓や伐採した木材の仕分け、運搬の合理化などによる収益の確保をはじめ、病害虫駆除や間伐に充てている国等からの補助金の確保に努めるなど、県と連携し経営健全化に向けた取組を積極的に進められたい。

当該監査の意見に基づき「一般社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容

実効性、継続性のある組織体制の構築について、県とともに検討し、平成27年度から開始した伐採事業の状況等を踏まえ、平成28年4月に木材生産・販売部門の組織体制を強化するとともに、伐採事業に関する研修会を開催するなど技術力の向上に取り組んだ。

また、平成28年3月に第2期中期経営改善計画（期間：平成28年度～32年度）を策定し、第1期中期経営改善計画期間において、計画目標を大きく下回った分収造林契約の変更等について引き続き粘り強く取り組むこと、公共施設等の木造化等に係る大口需要を取り込むことおよび国内外の新たな販路開拓や市場ニーズに応じた造材・仕分けや山土場からの直送等による収益性の高い販売を行うことなどの経営改善策をとりまとめた。

今後は、公社一丸となり、この第2期中期経営改善計画の着実な推進に取り組んでいく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（琵琶湖環境部森林政策課）

公社が平成27年度から着手している伐採事業の状況等を踏まえ、必要な組織体制の強化にかかる支援および助言等を行った。

また、公社に対して、分収造林契約の変更等の目標達成や収益性の高い木材の生産と販売による収益確保に向けた取組などについて指導を行うとともに、政府要望において、公社林の伐採・搬出に係る支援の強化を要望した。

第2期中期経営改善計画が着実に実行され、経営健全化が進むよう引き続き指導を行っていく。

監査結果報告年月日 平成28年3月15日

監査の意見

(4) 滋賀食肉センターの収支改善とガバナンスの強化（公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場）
滋賀食肉センター（以下「センター」という。）を構成する県出資二法人（公益財団法人滋賀食肉公社（以下「公社」という。）、株式会社滋賀食肉市場（以下「市場」という。））については、開業以来の単年度赤字や資金不足はもとより、市場においては累積赤字による債務超過状態であるなど、深刻な経営状況にある。

こうした中、平成27年11月にまとめられた有識者による「滋賀食肉センター経営研究会」の中間報告では、県に対し、生産基盤の拡大による県内肉用牛の増頭対策や近江牛のブランド価値の向上・PR、新たな販路拡大等による消費拡大策などを求めるとともに、公社・市場に対し、経営改善努力の不足・ガバナンスの欠如や、県からの短期貸付による経営上の危機感の欠如などを指摘し、改善を求めている。

については、センターにおいては、衛生面の強みの積極的なPRによる近江牛の高付加価値化により、国内消費の拡大はもとよりインバウンド対策、輸出推進等による新たな販路の開拓につなげ、稼働率向上のため県内外からの集畜や市場活性化のためのセリ上場比率の向上・買参人の拡大、と畜技術の向上、営業形態の見直しや光熱水費の低減等による経費のさらなる削減など、収支改善に向けて公社・市場が協力して取り組むとともに、役員会の機能強化および経営体制の強化など、ガバナンスの強化に積極的に取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容

1 公益財団法人滋賀食肉公社

当公社では、これまでから、人件費、電力費、委託料等の経常的な経費の削減に努めてきたところである。平成27年度決算においては、県から新たに、“安全・安心”しがの畜産物流通促進事業費補助金や、施設の修繕および更新に対する基盤維持対策事業補助金およびアセットマネジメント緊急支援事業補助金による支援が受けられたことにより、センター操業後初の単年度黒字を計上した。

今後は、「滋賀食肉センター経営研究会」の中間報告を踏まえ、一層の経営健全化対策に取り組むとともに、市場および県と協議・調整を行い、経営基盤の強化を図っていく。

2 株式会社滋賀食肉市場

当社では、経営改善計画により目標を定めて経営改善に努めており、平成27年度決算においては、枝肉価格が高値で推移したことによる売上げの増加や経費削減に努めた結果、センター操業以来、初の単年度黒字を計上し、過去に支払猶予を受け長期未払金となっている公社への施設使用料についても、一部支払いを行ったところである。

今後は、「滋賀食肉センター経営研究会」の中間報告を踏まえ、さらなる経営健全化対策に取り組むとと

もに、公社および県と協議・調整を行い、平成28年度以降も黒字を継続して計上できるよう、経営改善に努めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (農政水産部畜産課)

センターは、安全で安心な食肉の安定的供給と「近江牛」をはじめとした滋賀県畜産の振興と発展に寄与することが目的であり、その達成には、センターを構成する各団体が健全に経営され、協同して事業に取り組むことが重要である。

センターを構成する県出資二法人（公社、市場）は、平成27年度決算において、県からの支援による効果や枝肉価格が高値で推移したことによる事業収入の増加等もあり、センター開業後初の単年度黒字を計上した。しかしながら、それぞれの法人が抱える債務や累積損失は、財政面の大きな負担となっており、依然として厳しい経営状況が続いている。

こうした中、有識者による「滋賀食肉センター経営研究会」の中間報告では、経営改善の基本は、法人の自助努力（収支改善策や役員構成の見直し等によるガバナンス強化等）であるとしつつも、公益性の高い取組や設備更新等、一定の公的支援もやむを得ないとされたところである。これを踏まえ、平成28年度においては、センター設立時には想定できなかった電気料金の値上げに伴う経費増に対する補助や組織体制の強化を図るための人材支援、さらに技術向上対策への補助など、支援策を強化しているところであり、今後も引き続きセンターの経営改善の取組を支援していく。

監査結果報告年月日 平成28年3月15日

監査の意見

(5) 県民のスポーツの推進と体力の向上について（公益財団法人滋賀県体育協会）

公益財団法人滋賀県体育協会（以下「体育協会」という。）は、県内の各種競技団体や市体育協会など72加盟団体を総括し、本県のスポーツ振興における中心的役割を果たしている。

県では、2024年の滋賀国体および全国障害者スポーツ大会の開催に向け、平成27年3月に、県・市町や体育協会をはじめとする各種関係機関等による「滋賀県競技力向上対策本部」を設置し、「滋賀県競技力向上推進計画」の策定を進めるなど、来るべき大会開催に向けた取組を進めていくこととしている。

また、そうした取組等を契機として、県民のスポーツに対する関心が高まりつつあり、積極的な健康づくりの支援など、生涯スポーツをより一層推進していくことが求められている。

については、体育協会においては、競技力向上対策本部員として、本県スポーツを担う次世代の育成などの取組を計画的に進めるとともに、各種スポーツイベントの活性化、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等における指導者の養成、運動機会が減少する子育て世代への機会提供など、多面的な取組を進め、県民のスポーツの推進と体力の向上に積極的に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県体育協会」が講じた措置の内容

体育協会は、本県のスポーツ振興を総合的に推進し、スポーツを通して明るく豊かで活力ある社会の実現に寄与してきたところである。

今後は、滋賀県競技力向上対策本部の一員として、本県の競技力の向上を図るため、「選手の育成・強化」、「指導体制の充実」、「拠点の構築・環境の整備」を推進していく。

また、生涯に渡りスポーツに親しむ社会の実現を目指し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団を通じた地域スポーツへの活動支援の強化、滋賀県民総スポーツの祭典をはじめ、びわ湖レイクサイドマラソンやびわ湖男女駅伝フェスティバルなど各種スポーツイベントの展開、さらに子育て期の女性を対象とした事業や障害者スポーツ団体との連携による女性や障害者のスポーツ活動の推進と環境整備など、本県の成人のスポーツ実施率の向上や人口減少社会を見据えた生涯スポーツを推進していく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民生活部スポーツ課)

県では2024年滋賀国体・全国障害者スポーツ大会の開催にあたり、平成27年3月に「競技力向上対策本部」を設置し、県内スポーツ団体を統括する体育協会とともに、競技力の向上に努めている。今後も2024年滋賀国体・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた取組から、様々な年代の県民がスポーツに関わることにより、健康づくりや地域交流などの多面的な取組に繋げ、競技力向上と広く県民のスポーツの推進・体力向上が図れるよう、体育協会とより連携を進めていく。

